ホ　道府県の区域内の市町村について第三条第一項第二号の表第五号の規定により算定した額

ヘ　道府県の区域内の市町村について第三条第一項第二号の表第八号の規定により算定した額

ト　道府県の区域内の市町村について第三条第一項第二号の表第十号の規定により算定した額

チ　道府県の区域内の市町村について第三条第一項第二号の表第十三号の規定により算定した額

リ　道府県の区域内の市町村について第三条第一項第二号の表第十五号の規定により算定した額

ヌ　道府県の区域内の市町村について第三条第一項第二号の表第十六号の規定により算定した額

ル　道府県の区域内の市町村について第三条第一項第二号の表第十七号の規定により算定した額

ヲ　道府県の区域内の市町村について第三条第一項第二号の表第十九号の規定により算定した額

ワ　道府県の区域内の市町村について第三条第一項第二号の表第二十一号の規定により算定した額

三　地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十九条第二項の規定による普通交付税に関する省令第四十六条の二第一項の規定により、特別交付税から交付すべき額

2　前項の場合において、前年度以前の各事項の算定額について、必要な経費の見込額等により算定した額が実際に要した経費を著しく上回り、又は算定の基礎に用いた数について誤りがあること等により特別交付税の額が過大に算定されたと認められるときは、総務大臣が定めるところにより、特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額を控除するものとする。

3　第一項の場合において、各道府県に対して交付すべき特別交付税の額が当該道府県の財政規模に比して著しく少額であると認められるとき、当該道府県の財政状況からみて考慮する必要がないと認められる事項があるときその他特別の事情があると認められるときは、当該額のうち同項第三号の額を除き、その全部又は一部を零とすることができる。

4　第一項第一号に掲げる各事項のうち総務大臣が必要があると認めるものに係る額を当該年度の十二月分の特別交付税の額の算定の基礎から除いて同号の額を算定することができる。この場合において、当該除かれた額については、当該年度の三月分の特別交付税の額の算定の基礎に含めるものとする。

（市町村に係る十二月分の算定方法）

第三条　各市町村に対して毎年度十二月に交付すべき特別交付税の額は、第一号の額及び第六号の額の合算額に、第三号の額から第四号の額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）と第二号の額の合算額から第五号の額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）を加えた額とする。

一　次に掲げる額の合算額

イ　次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ下欄に掲げる算定の方法によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額

ホ　道府県の区域内の市町村について第三条第一項第二号の表第五号の規定により算定した額

ヘ　道府県の区域内の市町村について第三条第一項第二号の表第八号の規定により算定した額

ト　道府県の区域内の市町村について第三条第一項第二号の表第十号の規定により算定した額

チ　道府県の区域内の市町村について第三条第一項第二号の表第十三号の規定により算定した額

リ　道府県の区域内の市町村について第三条第一項第二号の表第十五号の規定により算定した額

ヌ　道府県の区域内の市町村について第三条第一項第二号の表第十六号の規定により算定した額

ル　道府県の区域内の市町村について第三条第一項第二号の表第十七号の規定により算定した額

ヲ　道府県の区域内の市町村について第三条第一項第二号の表第十九号の規定により算定した額

ワ　道府県の区域内の市町村について第三条第一項第二号の表第二十一号の規定により算定した額

三　地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十九条第二項の規定による普通交付税に関する省令第四十六条の二第一項の規定により、特別交付税から交付すべき額

2　前項の場合において、前年度以前の各事項の算定額について、必要な経費の見込額等により算定した額が実際に要した経費を著しく上回り、又は算定の基礎に用いた数について誤りがあること等により特別交付税の額が過大に算定されたと認められるときは、総務大臣が定めるところにより、特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額を控除するものとする。

3　第一項の場合において、各道府県に対して交付すべき特別交付税の額が当該道府県の財政規模に比して著しく少額であると認められるとき、当該道府県の財政状況からみて考慮する必要がないと認められる事項があるときその他特別の事情があると認められるときは、当該額のうち同項第三号の額を除き、その全部又は一部を零とすることができる。

4　第一項第一号に掲げる各事項のうち総務大臣が必要があると認めるものに係る額を当該年度の十二月分の特別交付税の額の算定の基礎から除いて同号の額を算定することができる。この場合において、当該除かれた額については、当該年度の三月分の特別交付税の額の算定の基礎に含めるものとする。

（市町村に係る十二月分の算定方法）

第三条　各市町村に対して毎年度十二月に交付すべき特別交付税の額は、第一号の額及び第六号の額の合算額に、第三号の額から第四号の額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）と第二号の額の合算額から第五号の額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）を加えた額とする。

一　次に掲げる額の合算額

イ　次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ下欄に掲げる算定の方法によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額